

爬龍舟競漕に興じる人々たち：近世末期の 爬龍舟競漕における準備体制・役割分担につ いて

上江洲, 安亨 / ウエズ, ヤスユキ / UEZU, Yasuyuki

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

137

(終了ページ / End Page)

184

(発行年 / Year)

2000-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015868>

爬龍舟競漕に興じる人々たち

—近世末期の爬龍舟競漕における準備体制・役割分担について—

上江洲 安亨

はじめに

爬龍舟競漕は、明代の頃に琉球に伝来したようであり、十八世紀初頭には、ほぼ現在行われている那覇・久米・泊に別れて本バーリーをするかたちになったと思われる。筆者は、以前沖縄県公文書館に所蔵されている岸秋正文庫の中の渡地村関係文書を共同で翻刻した（注1）。その時に爬龍舟競漕に関する準備体制・渡地村と東村の役割分担・ハーリーを行うための資金の献金の分担などが明記されている日記が存在することに興味を覚えた。今回は、この岸秋正文庫中の渡地村関係文書の爬龍舟関係史料の中から爬龍舟競漕前の準備体制に関する渡地村の取り組みを分析しながら、近世末期の那覇

の爬龍舟競漕の様子を紹介してみたい。また、那覇の爬龍舟競漕の対比する事例として冊封使来琉の時の龍潭での爬龍舟競漕の準備体制に関する史料も若干紹介してみたい。

1 冊封の七宴における爬龍舟競漕の準備体制について

まず、冊封の七宴における爬龍舟競漕の準備について触れてみたい。冊封使来琉時のいわゆる七宴は、まさしく国王一世一代のイベントであった。龍潭での爬龍舟競漕は主に七宴の第四宴である重陽の宴に行われた。『中山傳信録』(図1)や、『冠船之時御座構之図』(図2)にある図には龍潭に仮設の建造物を設け、冊封使と国王はこの場所から爬龍舟競漕を観覧している。その後、首里城に戻り北殿で組踊りを見物するのは周知の通りである。王府は、冊封使が来る約一年ほど前から時期によって若干役職名が違うが爬龍舟奉行という責任者を任命して爬龍舟競漕の準備をしていた。表1を参照してほしい。おそらく、この爬龍舟奉行が龍潭の観覧用の仮設小屋の材木の調達、事前の組立準備の指揮をしていたと思われる。また、三艘の爬龍舟の準備、漕ぎ手の選定なども行っていたのではないかと。記録では、尚質王・尚敬王の代には、一人の爬龍舟奉行の姓名しか残っていないが、尚穆王の時には四人。尚育王の時には二人の首里系士族が奉行となっている。おそらく、清朝初期の時代はなんとも言えないが、ほぼ複数の首里系士族が任命されて準備作業の指揮をとったと思われる。これが月番だったのか、どのような職掌の分担があったのかは不明である。

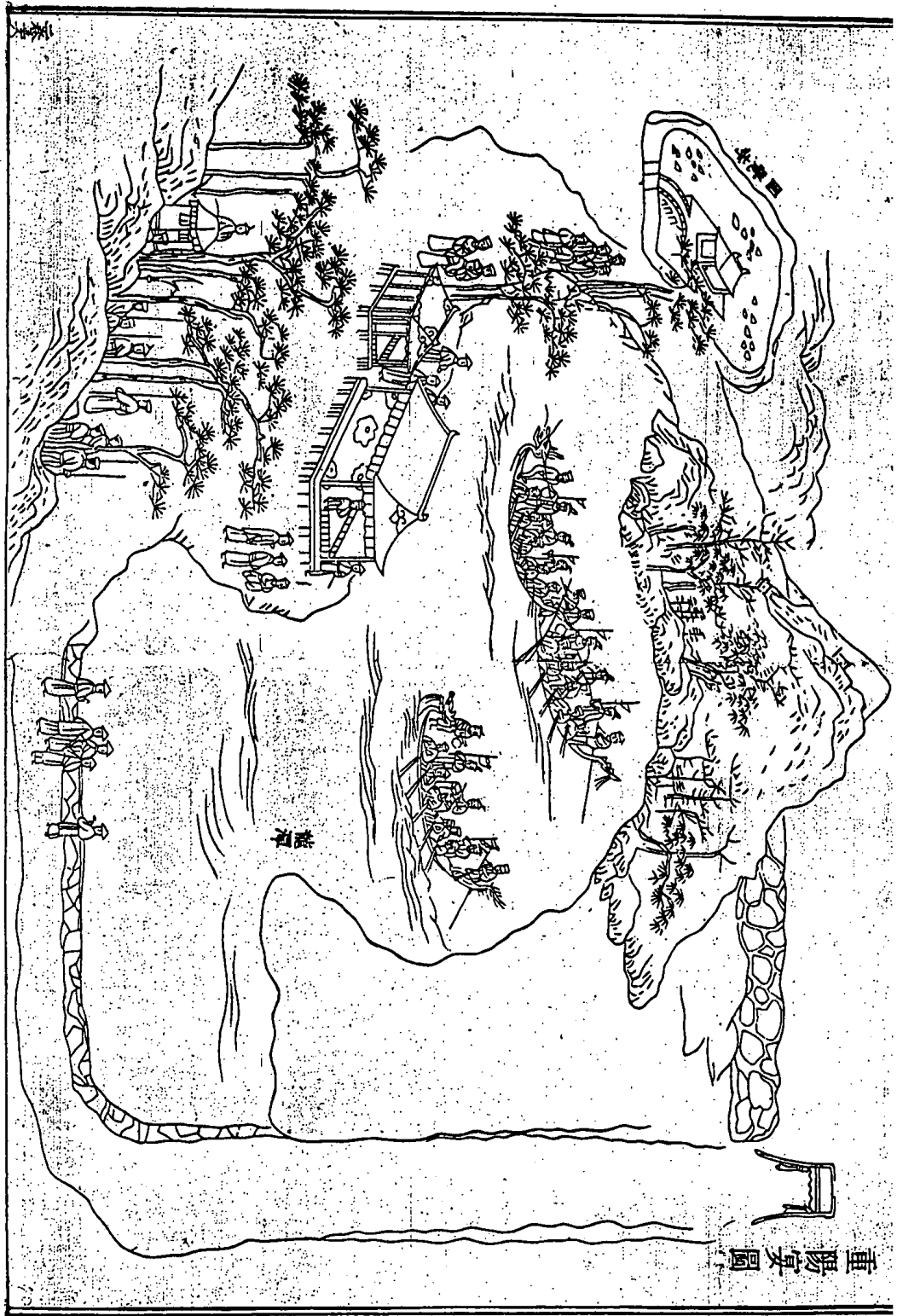


図1 『中山傳信録』 重陽宮図 尚敬王が册封された時の重陽の宮 (1719年)

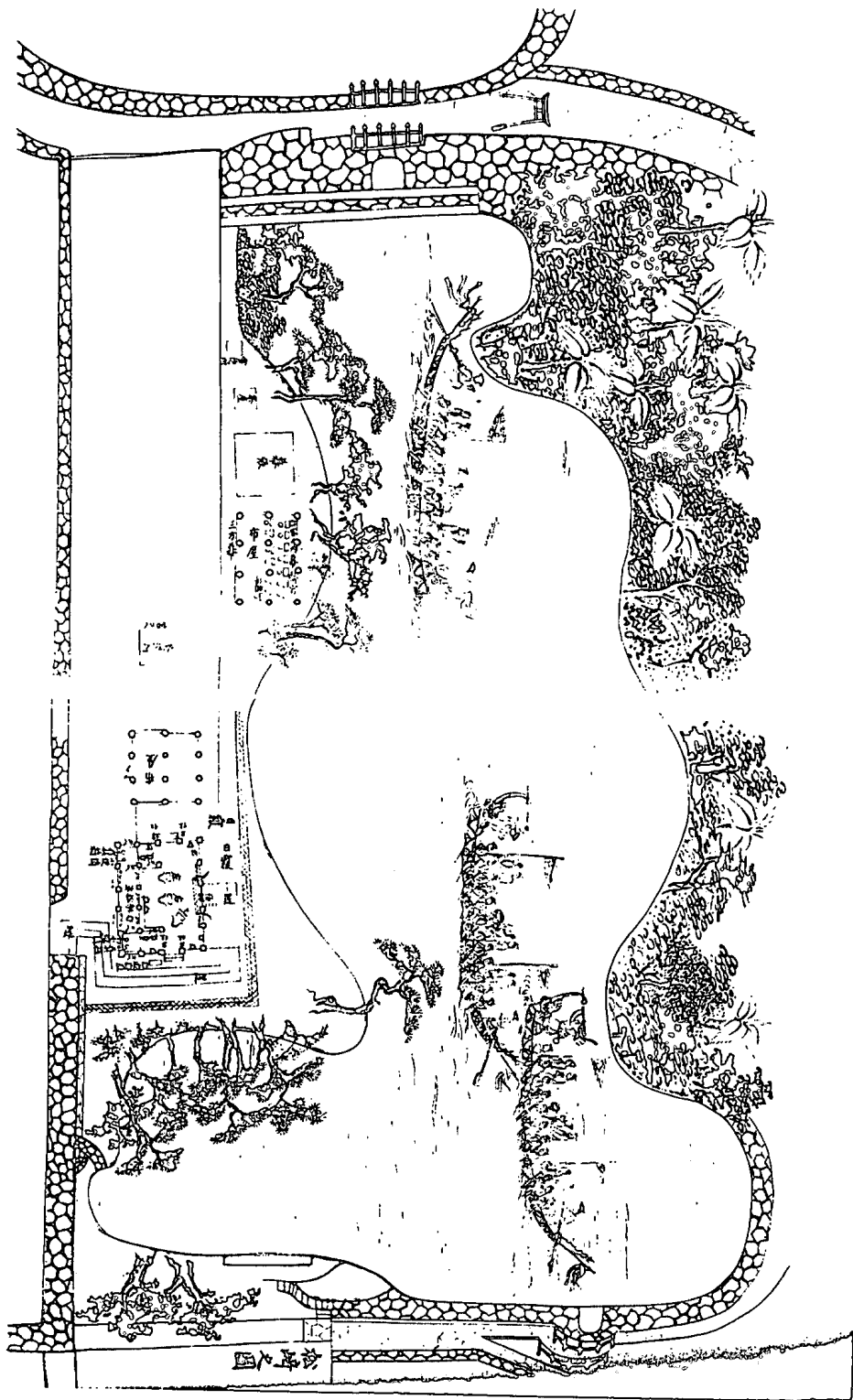


図 2 『冠船之時御座構之図』 尚泰王が冊封された時の重陽の宴 (1866年)

表 1 近世琉球期の爬龍舟奉行等に就任した人名リスト

国王	姓名	就任年月日	爬龍舟競漕の実施日	史料にみえる役職名	来琉した冊封使	出典	備考
尚質	毛思義	不明	康熙21(1663)8/15	舟奉行	張学礼・玉塚	『市史』首里系P715①	
尚貞	不明	不明	康熙22(1683)9/13		王楫・林麟焯	王楫『使琉球雜録』	出典は実施日の史料
尚敬	向良顯	康熙57(1718)8/26	康熙58(1719)10/20	爬龍船漕奉行	海寶・徐葆光	『市史』首里系P330	
尚穆	向廷柱 城間朝英 上江洲朝昌	乾隆19(1754)2/9~ 同12/7		魚小堀浚奉行②	全魁・周煌	『市史』首里系P369	龍潭の改修工事のため
尚穆	向廷柱 豊見嶺盛幸 天久朝起 東風平朝暢	乾隆20(1755)9/22	不明	波龍舟漕奉行	全魁・周煌	『市史』首里系P369	
尚温	麻克昌	嘉慶4(1799)9/15 同12月まで		爬龍船奉行	趙文楷・李鼎元	『市史』首里系P639 李鼎元『使琉球記』	病により途中辞職 後任・同僚は不明 『使琉球記』は実施 日の史料
尚瀨	向朝郁	嘉慶12(1807)1/27	嘉慶13(1808)9/9	爬龍船奉行	斉鯤・費錫章	『市史』首里系P361 『日々記』P176③	『日々記』は実施日 の史料
尚育	毛盛方 向永緒	道光17(1837)1/19 道光17(1837)1/19	不明	冠船爬龍舟奉行 爬龍舟奉行	林鴻年・高人鑑	『市史』首里系P754 『市史』首里系P378	
尚泰	不明	不明	同治5(1866)9/18		趙新・于光甲	『市史』近世那覇P118④	出典は実施日の史料

- ①『市史』首里系とは、『那覇市史』家譜資料(三)首里系をさす。
 ②尚穆王代の魚小堀浚奉行は、爬龍舟奉行とは別の職務であるが爬龍舟競漕のための龍潭改修であり、奉行の一人である向廷柱が引き続き爬龍舟漕奉行となっているのでリストに加えた。
 ③『日々記』とは、『沖繩県史』資料編7 伊江親方日々記をさす。
 ④『市史』近世那覇とは、『那覇市史』近世那覇関係資料をさす。
 ⑤尚瀨王代の龍潭での爬龍舟競漕の実施日は、『琉球冊封使一件 完』にも記録がある。

尚穆王の時は、龍潭の池底にかなり土砂が溜まっていたのだろうか。首里系士族の向廷柱・城間朝英・上江洲朝昌の三人が魚小掘浚奉行として任命されている。向廷柱の向姓家譜（高嶺家）をみると

（注2）、

同（乾隆）十九年甲戌二月初九日、奉命任魚小掘浚奉行。此時、同僚向氏城間親方朝英・向氏上江洲親雲上朝昌也。這是本國冊使賁臨之時、設中秋宴、在于龍潭、有龍舟三隻競渡。備睿覽之例。今將請封其潭塞淺、不能競渡其舟。因此三月初七日起工、同十二月初七日告成。

とある。この時の冊封使は、全魁と周煌であった。琉球に到着したのは、乾隆二十一（一七五六）年七月八日なので、向廷柱などの奉行就任はその約二年五ヶ月前である。奉行に就任後、一ヶ月ほどして工事が開始され、同年の十二月七日に終了したとある。その後、興味深いことに向廷柱だけが約十ヶ月後の乾隆二十（一七五五）年九月二十二日に波龍舟漕奉行に就任している（注3）。

同（乾隆）二十年乙亥九月二十二日、為冊封使賁臨之事。任波龍舟漕奉行職。是時、同僚毛氏豊見嶺親方盛幸・向氏天久親雲上朝起・向氏東風平里之子親雲上朝暢也。

この時の同僚は豊見嶺盛幸・天久朝起・東風平朝暢で龍潭の改修工事の奉行とは違う顔ぶれであった。就任時期は、冊封使来琉の約十ヶ月前である。

このような仮設の観覧施設などのハード面の建設は、首里系士族が指揮をとって行うことが分かるが、ソフト面はどうであろう。詳細はほとんど不明だが、爬龍舟競漕の時に舟を漕ぎながら詠われる詩は、冊封使の前で行われる儀礼なので、当然官話（中国語）である（注4）。漕ぎ手は『使琉球雑録』などの記述をみると、少年で、「皆朝臣子弟」とあるので首里系士族だったのではないか（那覇の爬龍舟を龍潭に持ってきて、漕ぎ手も那覇の人だった可能性もあると考えられる）。彼らは、漢詩・官話の学習はしているが、そう得意ではなかったのではないか。また詩のメロディーは、中国本土の影響を強く受けた歌謡だったと思われる。そのため、随分前から、久米村人が漕ぎ手の少年たちに詩を詠えるように教育する歌師として任命されて指導していたようである。尚敬王が冊封された時の事例を挙げると、金氏家譜の十一世振の項には（注5）、

康熙五十八年己亥二月初八日 冊封天使賁臨時為爬龍歌師、于天界寺毎日勤公。同年五月二十九日返其職。勤職五ヶ月。

とある。この時来琉した海寶と徐葆光は、康熙五十八（一七一九）年六月一日に到着しているので、

金振は、約四ヶ月前から漕ぎ手の少年たちに天界寺で歌詞の発音を教え、冊封使の到着する直前でその任を終えている。この爬龍歌師の事例は、尚穆王冊封の時にもあり、鄭姓家譜（大宗鄭肇祚）の六世亮采の項にも（注6）、

乾隆二十年乙亥十一月十日冊封天使按臨時為爬龍船歌師。

とある。興味深いことに鄭亮采は、乾隆十三（一七四八）年將軍家重就任の慶賀使と、乾隆十七年尚穆即位の謝恩使の両江戸上に派遣される樂生の樂生師にも任命されている（注7）。

爬龍歌師の例は、二例しか出てこないが、おそらく冊封使が来琉することにより久米村系の士族で漢詩・官話・歌謡に得意な者が任命されて冊封使が到着する寸前まで漕ぎ手の少年たちに特訓を行っていたのだろうと思われる。

冊封の七宴の時に行われる龍潭での爬龍舟競漕の準備体制は、爬龍舟奉行を任命し、かなり早い時期から準備を進めていることが分かった。また、爬龍舟の漕ぎ手の少年たちに官話で爬龍歌を歌わせるため、久米村系士族を教師として任命していたことも史料から窺い知ることができる。しかし、奉行以下の準備体制や、資金・仮設小屋の用材の確保の仕方、また、爬龍舟競漕の前日や当日の参加者への膳部の内容などはほとんど分からない。では毎年五月四日に行われる那覇の爬龍舟競漕は、どう

だったのであろうか。渡地村の爬龍舟日記から、渡地村、東村の役割分担の違いを紹介しながら考えて見たい。

2 那覇の爬龍舟競漕の準備・役割分担について

―渡地村・東村チームの事例を考察して―

那覇の爬龍舟競漕は、『琉球國由来記』が編纂された時期には(注8)、

昔ハ久米村爬龍舟、那覇爬龍舟、若人爬龍、垣花爬龍、泉崎爬龍、上泊・下泊爬龍舟ナドイヒテ、数多有ケルトイエリ。當時ハ那覇・久米村・泊、三龍残ケルナリ。

とあり、十八世紀初頭には、那覇・久米・泊の三チームに別れて爬龍舟競漕を行うようになったとされており、現在でも那覇ハーリーの本ハーリーは、この三チームで行うかたちで行事が行われている。筆者は、先述の通り共同執筆で岸秋正文庫にある渡地村関係文書の内、近世末期の爬龍舟行事に関する文書を翻刻した。まず、この爬龍舟関係文書の構成を紹介すると、日記が六点、人数賦図が一点である。日記類は、道光三拾(一八五〇)年庚戌五月波龍舟日記(日記Iとする)、咸豊戊午八(一八五八)年四月廿一日波龍舟日記(日記IIとする)、咸豊八年戊午四月廿一日波龍舟廻り時人々

より拝銭日記并到来日記（日記Ⅲとする）、咸豊拾貳（一八六二）年壬戌五月五日波龍舟日記（日記Ⅳとする）、表題なし（日記Ⅴとする）、表題なし（日記Ⅵとする）の六点である。人数賦図は、道光三十年庚戌五月波龍舟漕乗人数賦図（仮題、原文書は虫損による欠落が著しく判読不可。以下人数賦図とする。図3・4参照）の一点がある。

この文書中で気になったことは、(i) 渡地村が東村と共同でチームを作り競漕に参加しており両村の間に諸準備に関する役割分担や、爬龍舟を漕ぐ人員の割り当て、配置決めがあったことである。

(ii) 競漕に参加する者たちに振る舞われる酒や料理などの膳部。(iii) 爬龍舟競漕に際して行われる拝銭（寄付金）の割り当てがあったことである。この三点を渡地村の爬龍舟関係文書を中心にみてみたい。

(i) 両村の役割分担について

渡地村、東村が共同で一つのチームを組んでいたのは、人数賦図を見ても明らかである。爬龍舟の両舷にそれぞれ一五人配置され、漕ぎ手の名が記されている。例えば、「東村さかり漢那西屋ノ赤嶺にや」とか、「渡地村餅打ノ金城筑登之」という具合にである。東村が一九人、渡地村が十人、不明一人（虫損のため判読不可）で、船の前方「弍」と記されているところの中央に東村の比嘉□□（虫損のため判読不可）という人物が乗り込んでいた。おそらく、中央に記されている比嘉某は、金打、

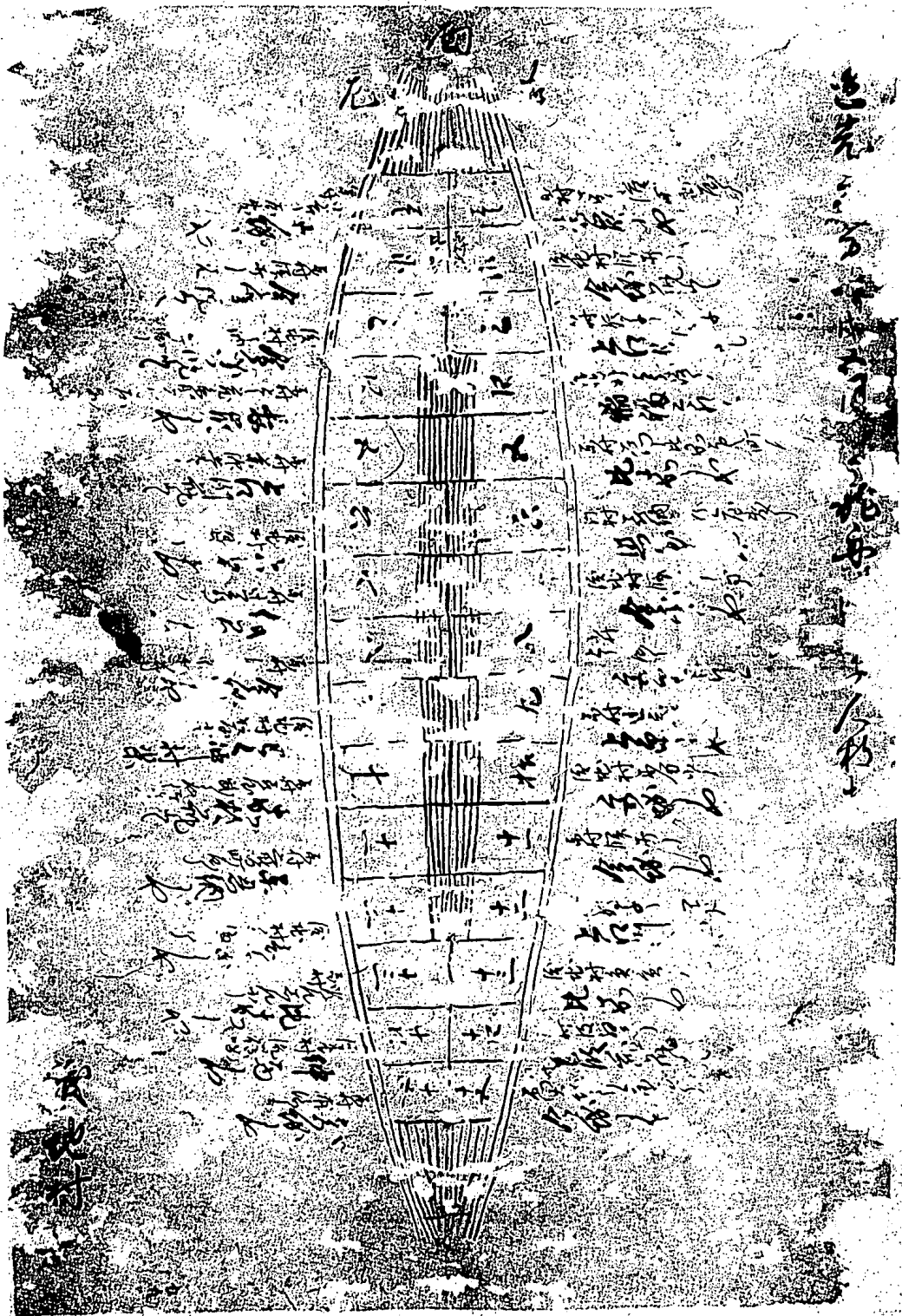


図3 道光三十年庚戌五月爬龍舟漕乘人数賦図 (仮題) 写真

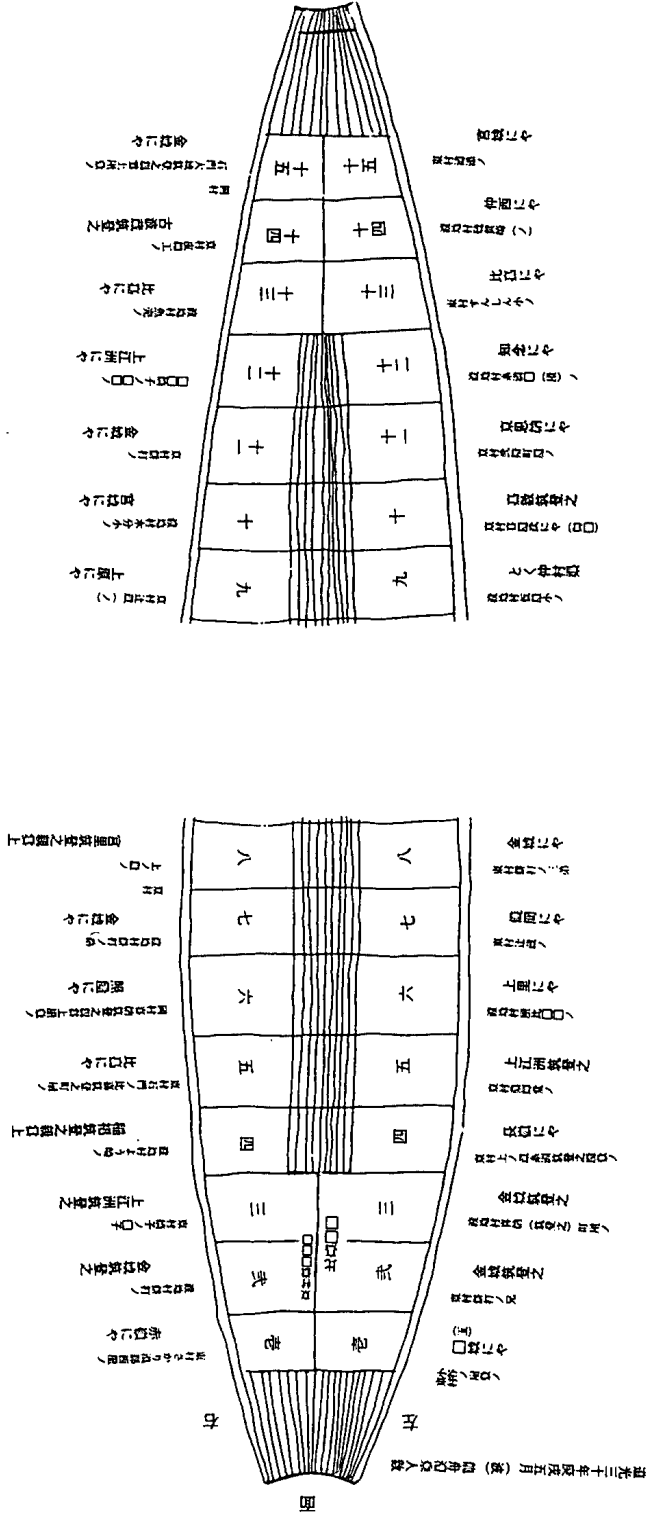


図 4 道光三十年庚戌五月辰龍舟漕乘人数賦圖 (仮題) 原資料の記述を活字体に直したもの
 沖繩県史研究紀要第 4 号所収 渡地村関係史料 (1) から抜粋

中乗という漕ぎ手以外の役目を持った人物であろう。人員の配置は、基本的には東村二人、渡地村一人の配列で並んでいる。

事前の準備も、両村協議の上で決められた役割分担があつたようである。日記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵを参照して十一項目に区分してみた(注9)。

①爬龍舟家の仮設及び撤去に関すること。

爬龍舟家の設営・撤去は、日記Ⅰ・Ⅴの記述では、渡地村の受け持ちとなっていた。日記Ⅱでは、賄方の三分の一(四分の一)は渡地村ということに役割分担があつたようである(賄方が具体的に何を行うかは不明)。

一、波龍舟家作立方并解方ハ当村請持之事

【日記Ⅰ】

四分巻

一、波龍舟家作立者向□□□儀ハ賄方ハ三分巻

【日記Ⅱ】

一、爬龍舟家作立ハ当村受持之事

【日記Ⅴ】

②爬龍舟修補中に使用される水の運搬のこと。

爬龍舟の修理中に使用される水の運搬については、日記Ⅰ・Ⅱをみると、おそらく修理開始の時期から四月二十七日までは渡地村の受け持ちで、二十八日から五月四日までは東村が受け持ちだったのだろう。

一、波龍舟修補中波龍方并肝煎方日々用水之儀、

当村請持ニ而居合之水取人江壹荷宛汲入させ候事

附、四月式八日と五月四日迄者東村構ニ而候

【日記Ⅰ】

一、同せん修補中作龍方并肝入方日々用水之儀者当村請持

□□□□入置候也

ニ而居分之水主人江壹荷宛□入させ候事

附、四月廿八日と五月三日迄当村構ニ而候

(東村の誤りか?)

【日記Ⅱ】

③爬龍舟修補及び行事の諸準備の人夫供出に關すること。

諸準備の下遣・人夫の供出は、渡地村・東村ともにそれぞれの村の若者を選び出して人数を出し合っていたようである。日記Ⅰ・Ⅱでは渡地村は、人夫の三分の一を出すが決まっていたようであるが、日記Ⅴでは、五分の一となっている。また、実際に爬龍舟の修理を行う技術者として渡地村より御船手細工・木細工の職人を一人差し出すことになっていたようである（日記Ⅴ）。

一、波龍舟方下遣并夫之儀三部壺ハ当村式才達ハ人体見合
差出候事

【日記Ⅰ】

波龍舟方下遣并手叶夫之儀者三部壺者当村式才達ハ人
躰見合差出候事

【日記Ⅱ】

一、爬龍舟方下遣ノ儀者五分壺当村日々差出シ候事

【日記Ⅴ】

御船手細工并木細工日ニ壺人差出シ相勤置候事

一、爬龍舟修甫之時所之細工差出相勤候事

【日記Ⅴ】

④爬龍舟競漕の時に使用される飾道具などの準備。

爬龍舟競漕に使用される種々の飾道具の準備も分担が決まっていた。しかし時期によってこの役割分担は、変動する場合もあった。日記Ⅰ・Ⅴによると「波龍舟飾之諸道具晚々納方并舟浮繫」は渡地村で、「諸飾道具飾立」は東村で行うこととなっていた。けれども日記Ⅱによると、分担が逆転しており、「波龍舟飾之諸道具飾」が渡地村となり、「作龍道具納方」や「船浮繫」は東村に変更されている。それを日記Ⅱでは、きちんと補足として先例を変えたことを記述している。日記Ⅰは道光三十一年（一八五〇）年、日記Ⅱは咸豊八年（一八五八）年なので、日記Ⅰのとおり分担が慣例として行われてきて、日記Ⅱの時に何らかの理由で変更があったのだと思われる。

一、波龍舟飾之諸道具晚々納方并舟浮繫者当村、諸飾道具飾立ハ東村構ニ而候事

【日記Ⅰ】

仰前例相替置候事

波龍舟飾之諸道具飾者当村請持之事

附、飾構頭者おんとう取り

作龍道具納方東村構ニ船浮繫ハ東村構ニ而候

但、前例者□候様被仰付候ニ付、相代置候事

【日記II】

一、爬龍舟諸道具飭ハ東村晩々納方并浮繫当村受持之事

【日記V】

⑤四月二十五日の合同練習に關すること。

四月二十五日には、「金打引馴合」ということで、両村のメンバーが合同で漕いで呼吸を合わせるための練習をしたのだと思われる。そのために東村から伝間船が三艘供出された。ただしこの記録は、渡地村の爬龍舟日記には一ヶ所しかない。毎年このような合同練習を行ったと思われるが同じ日に行われていたかは不明である。

四月廿五日金打引馴合と東村水主伝間三艘無賃差出

置候事

内

壹艘者御役々御□□与御乗り罷成候事

壹艘者東村か子中乗合差出候事

壹艘者当村か子中乗組罷出候事

【日記II】

⑥四月二十八日に水取伝間船を供出すること。

日記I・IIによると、四月二十八日には両村のか子（爬龍舟の漕ぎ手）を漕ぎ場まで送るためか、伝間船を一艘無賃で供出することが決められていたようである。

一、四月式八日東村より水取伝間差出させ、両村か子調部させ候間、当村頭々茂

漕場江罷出候様被仰付候付、居分之水取伝間壹艘無賃ニ而差出させ乗出候事

【日記I】

四月廿八日東村より水取伝間差出させ両村か子御調部有之候付、当村頭江茂漕場

江罷出候様被仰付候ニ付、右辺□水取伝間壹艘無賃ニ而差出乗出候事

【日記II】

⑦五月四日に渡船を一艘供出すること。

日記I・II・V・VIによると五月四日に、渡船として一艘無賃で供出することが決まっていた。ま

た、爬龍舟漕ぎ初めの日より、硫黄城の綱打繰船一艘を供出すると記述されている。この供出された船が爬龍舟競漕の準備に際して、どのような仕事をしていたかは不明である。

一、五月四日波龍舟方江渡舟壹艘、村所江同壹艘差出候事

【日記Ⅰ】

壹艘無賃

五月四日波龍舟江御用せん之儀者居分小舟と相弁申候

【日記Ⅱ】

一、五月四日爬龍舟所護伝間之儀ハ居分之水取伝間無賃ニ差出シ置候事

【日記Ⅴ】

一、五月四日御用船之儀者居分之渡船持之方と差出置候事

一、波龍舟漕初と五月四日迄硫黄城綱打繰船壹艘現主共差出置候事

一、五月四日所護船者居分水取伝間壹艘無賃ニ差出置候事

【日記Ⅵ】

⑧爬龍舟方への御用に関すること。

爬龍舟方への御用のため、各村で一日ずつ勤務する人間を決めて報告していたようである。このような記録は、日記Ⅰ・Ⅱの中に見える。割り当てられた人は皆、木細工や、塗物細工、縫物細工、舟細工などの職人である。おそらく③、④の爬龍舟の修補や飾道具の修補・取付などのために供出され

たのではないだろうか。

一、波龍舟方御用有之、一日宛奉公相勤候事

人数左記

木細工

同

同

栗国筑登之

知念筑登之

大嶺筑登之

塗物細工

縫物細工

大城筑登之

山城筑登之

【日記Ⅰ】

波龍舟方御用有之、一日宛奉公相勤候人数左ニ記

舟手細工

木細工

御舟手細工

大嶺□親雲上

島袋筑登之

長嶺にや

木細工

(栗国カ)

塗物細工

木割細工

にわう栗□

大城筑登之

仲村渠筑登之親雲上

【日記Ⅱ】

⑨御太子様（中城王子）が爬龍舟競漕を観覧する時の準備に関する事。

爬龍舟競漕には、中城王子（王世子）が観覧しにくることが定例化していたようである。その時に、「通筋」に「砂積越方」を行うため、労役の供出を申しつけられている。中城王子が通る道筋に砂を敷き詰め、道路を美化しようとしたのであろうか。詳細は不明である。

築カ

一、御太子様波龍舟御見物被遊候時御通筋□候間砂積越方

ハ居分之水取伝間江申付候事

【日記Ⅰ】

御太子様波龍舟御見物被遊候事通筋□□砂積越方ハ居分

之水取伝間無賃引付差出候事

【日記Ⅱ】

⑩あか取に関する事。

「あか取」の割り当ての記述は日記Ⅰ・Ⅱに書いてある。競漕中、浸水する海水を外に出す役目の人である。この「あか取」の一人は渡地村から出すことになっていたらしい。「おんとう懸」は、お

そらく「音頭」を掛ける人のことであろう。日記には明記されていないが、もう一人の「あか取」は、東村から割り当てられていたのだと思われる。

一、あか取式人之内一人者被仰渡趣有之おんとう懸而当村々相勤候事

【日記Ⅰ】

作龍舟あか取□人之内一老人者おんとう懸而当村々相勤候事

【日記Ⅱ】

⑪その他

上記の十項目に該当しない記述で爬龍舟競漕で行われる行事・準備に関することを拾い出してみた。まず、爬龍舟競漕の準備が始まるのは、日記Ⅴによると、四月十五日だったようで、毎年四月中旬から準備を始めていたのだと思われる。

日記Ⅲには、番所に臨時で詰める者を渡地村の若者から選ぶことを指示しており、日記Ⅵには、伝馬船の水主に対して木屋に詰めておくことを指示している。また、村の長だった人々にも役廻りがあったようで、肝煎人は、年寄方より二人の筆者の内一人を選んでおくことを記している。爬龍舟競漕のような通常業務ではない時の村の勤務体制も、細かく決めていたことが史料をみて分かる。

一、爬龍舟廻ニ付揃初ハ四月十五日ヲ相揃候事

【日記Ⅴ】

下遣小式才方

同時当村番所加勢とノ老人者相勤置候事

【日記Ⅲ】

係

当分

一、役□人数者右伝間方木屋江勤居候事

【日記Ⅵ】

一、肝煎人者年寄方方式人筆者一人相立候事

【日記Ⅶ】

(ii) 競漕に参加する者たちに振る舞われる酒や料理などの膳部について

競漕に参加する者たちへ酒・料理が振る舞われるのは、①四月二十八日、②五月一日、③五月四日である。この三回にどの役割の人間にどのような酒・料理が出されたのか紹介してみたい(注10)。

①四月二十八日に振る舞われる酒・料理などについて

四月二十八日には、両村のか子(漕ぎ手)全員に焼酎と、豆腐が振る舞われる。咸豊八(一八五八)年の日記Ⅱには「焼酎二沸」・「とうふ四箱」年代不明の日記Ⅵでは「焼酎壺瓶」・「とうふ壺箱」

を用意していた。ただ、おそらく爬龍舟競漕に参加するか子の人数は、人数賦図をみても分かるように両村合わせて三十人近くになると思われる。全員平等に配分すれば、焼酎も豆腐も一人当たりの量は、ほんの僅かだったのではないか。

四月廿八日両村か子御調部ニ付現水

一、焼酎貳沸 一、とうふ四箱

【日記II】

四月廿八日

現水

一、焼酎壹瓶 一、とうふ壹箱

【日記VI】

②五月一日に爬龍舟を漕ぐ人々への酒・料理などについて

五月一日に出される酒・料理は、日記Iと日記II・VIとの間でかなり差がある。日記Iでは、焼酎と豚肉・焼豆腐などであった。しかし、日記IIでは、焼酎だけであり、日記VIでは、四月二十八日と同じ、焼酎一瓶・とうふ一箱である。年によって若干の違いがあったようである。

五月朔日村々波龍舟漕人数江現水

一、焼酎五沸式合

一、豚し、五斤半

一、焼豆腐五箱

一、瓢四粒

一、明松

一、醬油壺沸ツ、

一、中蠟三丁

【日記Ⅰ】

五月朔日波龍舟漕初之時乗か子人数□

焼酎壺沸

【日記Ⅱ】

五月朔日現水

同

一同壺瓶

一とうふ壺箱

【日記Ⅵ】

③五月四日の膳部について

爬龍舟競漕が行われる五月四日は、「ユツカヌヒー」であり、そのため四月二十八日、五月一日と違って料理の品目も多かった。しかし、身分によって振る舞われる料理が違っていたようである。日記Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅵから出される内容の傾向を紹介すると、まず多葉粉盆に刻たばこと高麗きせるが出て

くる。立盃に立肴が出される。立肴は、日記Ⅰには、「干いか」と記されており、日記Ⅳにも「いか」とある。その次にメインの料理であるが、日記Ⅰ・Ⅱ・Ⅳともに内容に若干違いはあるが、屋久貝、焼きとうふ・てんぷら・ぶた肝・から牛蒡・かまふく・はないか・メしし・木之子・つくら・こえび・昆布・かすてらなどの料理が出される。そして和え物、粥、小皿にはつとふ、おやし（もやし）、ふたわた（豚肉）、高麗胡椒（コーレーグースー）が出される。しかし、これは里之子・金打・中乗・楫取などに振る舞われるものであった。実際に爬龍舟を漕いで一番体力を消耗するか子たちではなかった。か子たちに与えられるのは、焼酎と、粥だけであった。それと、日記の記述の仕方の特徴として挙げられることは、日記Ⅰ・Ⅱ・Ⅳは、料理の内容をほとんど省略無しで記述しているが、日記Ⅵは、「一、何」というように、かなり省略して書かれている。毎年、内容がほとんど一緒に記録しなくてもよかつたのであろう。日記Ⅵは、日記Ⅰ・Ⅱ・Ⅳより後に記録された史料ではないだろうか。

五月四日之膳部

多葉粉盆

刻たはこ
高麗きせる□ツ

立盃

立肴干いか壺枚

硯蓋

屋久貝

ふた肝

はないか

つくら

一□□とうふ

一から牛蒡

一ノし、

一小えひ

てんふら魚

かまふく

木之子

昆布

焼酎三勺壺

和物

粥

小皿

つとふ
おやし
ふたわた
高麗胡椒

右硯蓋ハ金打井中乗、楫取里之子た迄、か子中ハ粥并

勺

三□壺ニ而焼酎有ル

酒迎之時

硯ふた

焼酎

五月四日之膳部

【日記I】

御多葉粉盆

刻たはこ
高麗きせる五ツ

立盃

立肴六ツ

硯蓋

屋久貝

ふた肝

はないか

かすてら

一千花ふ

一から牛蒡

一ノしし

一小えび

てんふら

かまふく

木の子

昆布

焼酎三勺壺

粥

和物

小皿

つとふ
おやし
ふたわた
高麗胡椒

右硯蓋ハ金打井中乗楫取□さとの子か子中者粥并三

勺壺ニ而焼酎有ル

爬龍舟漕あかりか子酒立として

硯蓋

焼酎

和物并

一 □ 盃 □ □

一 多葉粉盆

刻たはこ

高麗きせる五ツ

一 立盃

一 □ 瓶

一 立肴

いか

屋久貝

ふた肝

花いか

かすてら

一 干豆腐

一 炙しし

一 小海老

一 から牛蒡

てんふら

木之子

花昆布

かまふく

焼酎三勺壺

粥

和物

小皿

つとふ
もやし
ふたわし
高麗胡椒

右硯蓋者金打井中乗楫取里之子たおんと迄

か子中

一 粥

一 合物

但、か子中

上一同之硯水并豊見城波龍舟方御硯水

朝加子迄

脇々より硯水料錢有之候時者惣祝ニ入右条々□渡通如斯御座候、以上

【日記IV】

五月四日現水膳部

立盃

何

何

何

何

一何

一何

一何

一何

何

何

何

何

粥

合物

何何何何何何

焼酎壺三勺

但、里之子た前并金打、楫取、中乗迄

一粥

合物

三勺壺

茶

但、加子中之事

【日記VI】

(iii) 爬龍舟競漕に際して行われる拝銭（寄付金）の割り当て

爬龍舟競漕に際して行われる拝銭（寄付金）は、①船持ち人に関する割り当て、②諸細工人や諸座・諸蔵の下級役人に関する割り当て、③薪木などの売人に関する割り当て、④屋敷持ち人に関する割り当て、⑤その他、とある。それぞれの項目毎にその特徴を挙げてみよう（注11）。

①船持ち人に関する割り当て

船持ち人に対する拝銭の割り当ては、海上の航海安全のためという名目で徴収され慣例化していたようである。割り当てを大別すると、唐・大和・先島にこれから出航する船の船持ち人。離島行き船の船持ち人。（奄美）大島の船持ち人たちは、おそらく滞在している宿でとりまとめて徴収。両先島から帰帆した船の船持ち人。渡地村在住の船持ち人などから徴収していた。徴収する額は、これから出航する船か、帰帆した船か、行き先などで微妙に違っている。また日記によっても違いがみられるため、時期の違いによっても拝銭の額に多少変化があったようである。

唐大和両先島行并居分之船持人且諸島大島人之内、

当村江宿借り候方^も海上安全為^す□願先例ニ拝錢到来有之候付、錢之員数左記

一、唐大和兩先島行拾貫文宛

者

一、諸島□貳拾貫文宛

一、大島者壹宿ニ付拾貫文宛

一、兩先島行帰帆之船々壹艘ニ付拾貫文宛

一、当村居分之船持人、船壹艘ニ付貳拾貫文宛

唐大和兩先島行并居分之舟持人且諸行大島通島人之内当村江宿借り候方^も海上

安全為立願先例ニ拝錢到来有之候ニ付錢之員数左記

唐行兩先島行十貫文宛

有之候ニ付

大和行之方脇筋錢□五貫文ニ相成候事

諸島者大宿者貳拾貫文

大島者壹宿ニ付拾貫文

兩先島行帰帆之船壹艘ニ付拾貫文宛

【日記I】

当村居分之船持人数壹艘ニ付式拾貫文宛

之方

【日記Ⅲ】

一、当村居分之船持方□と銅錢拾貫文ツツ相進候事

一、当村居分之山原行之伝間□持之方と銅錢五貫文ツツ相進置候事

一、当村居分旅行之拝錢として銅錢拾貫文ツツ相進置候事

一、両先島行船々々銅錢式拾貫文ツツ進置候先例相見得候事

一、諸島大宿ハ右同断

一、大和宿より銅錢拾貫文ツツ右同断

一、道之島人壹宿ニ付銅錢拾貫文ツツ右同断

但、進置候面々々ハ横折帳江相見得候事

一、久米島行船々々銅錢拾貫文ツツ右同断

一、道島人々壹宿ニ付銅錢五貫文ツツ進置候事

一、大和行并両先島行方先例之通御結願として銅錢拾貫文ツツ進置候人数左記

仲松之内間筑登之親雲上と船式艘到来

一 銅錢四十貫文

大和行両先島行御藏□代手代

【日記Ⅴ】

一同拾貫文ツツ

伊保筑登之

比嘉筑登之 上原筑登之 次ら宮城

何手代 何手代何付

島袋筑登之親雲上 知念筑登之 金城筑登之

【日記Ⅵ】

②諸細工人や諸座・諸蔵の下級役人に関する割り当て

爬龍舟競漕に関する諸準備には、村中こぞって参加するのが建て前だったが、労役の割り当てを外れた者は、銭を寄付することになっていたことが日記Ⅰ・Ⅲの記述から分かる。

一、波龍舟修補取付候日ら五月五日迄者村中惣揃之筈候処職□相勤候外者諸細工人并諸座諸蔵手代下代相勤候方迄各十貫文宛手間銭差出させ出勤ハ差免候事

【日記Ⅰ】

波龍舟修補取付候日ら五月五日迄者村中惣揃之筈候処職々相勤候外者諸細工人并

諸座諸藏手代下代相勤候方ハ各拾貫文ツツ手間銭差出させ出勤ハ差免置候事

札本抱人手代下代并拝銭先例之通拾貫文ツツ相進置候事

【日記Ⅲ】

また強制的に徴収される拝銭だけでなく、自主的に物品・金銭を献上したり、差し入れをしたりする場合もあったようである。日記Ⅲには、五月一日の振る舞い酒を国吉筑登之親雲上が差し入れしているし、その他にも長嶺筑登之親雲上以下四人が、焼酎を差し入れた記録や、砂糖座の下役などから拝銭もあったようである。さらに日記Ⅵによると、御奉行様から渡地村・東村に酒の差し入れがあったようである。また福地家文書をみると、那覇里主や御物城などの役職の人々も模合持ちで酒を差し入れていたようである（注12）。

焼酎壺沸

一肴井三ツ

進

但、国吉里之子親雲上五月朔日□□とノ到来有之候事

焼酎壺沸宛現水

但、長嶺筑登之親雲上并呉屋筑登之親雲上泊木之比嘉筑登之親雲上□名之高里筑登

之親雲上到来有之候事

拝銭拾貫文宛

但、御船手船筑上原にや同所下遣かる小之比嘉

砂糖座下乃忒人内

にわう上原
まつ宮里

【日記Ⅲ】

一、御奉行様と現水諸白忒沸者当村江御送被下候東村百姓表三者三沸

【日記Ⅵ】

拝銭を徴収される那覇の役人は、日記Ⅴによると、砂糖座下役、御船手下役、宮古御蔵下役、御用意御蔵下役、仕上世座下役、給地御蔵下役などである。ただ、この那覇役人に対する拝銭の内訳は、年代不明の日記Ⅴにしか記述されていない。そのため、断定はできないが、もっと多くの役職の者が拝銭を徴収されていたのではないか。また、拝銭の徴収は、渡地村在住の手工業を営む者にまで及んでいたようであり、金細工人、鍛冶細工人も徴収されていたことが分かる。ただ、この他の職種の人々も、渡地村の爬龍舟日記に記述がないだけで、他の村では徴収されていたのではないだろうか。

砂糖座下役と忒人ニ付銅銭拾貫文ツツ進置候

但、名面八横折帳ニ相見得候事

一、御船手下役ら老人ニ付□□□□

但、右同断

一、宮古御蔵下役ら老人ニ付銅錢拾貫文ツツ進置候事

但、右同断 名面ハ右同断

一、御用意御蔵下役ら老人ニ付銅錢拾貫文ツツ相進置候事

但、右同断 名面者右同断

一、仕上世座下役ら老人ニ付銅錢拾貫文ツツ進置候事

但、右同断 名面ハ右同断

一、給地御蔵下役ら老人ニ付銅錢拾貫文ツツ進置候事

但、名面ハ右同断

居分之金細工老家ニ付銅錢三貫文ツツかね物相置候事

但、名面進上物ハ横折帳ニ相見得候事

一、右同鍛冶細工老鍛冶ニ付銅錢五貫文ツツかね物ハ右同断

但、名面者横折帳ニ相見得候事

【日記Ⅴ】

③薪木などの売人に関する割り当て

薪木を山原地方から運搬する船からは、船の帆の面積で拝銭の割合を決めていた。すなわち、一艘の船から帆一反に付き薪木一丸ずつ徴収していた。ようするに船の帆が大きければ大きいほど、一度にたくさん積み荷を運送できるからである。また、渡地村在住の薪木売人たちからは、山原戻りの薪木運搬船とは、別に徴収していたようである。

一、那覇泊船々山原戻りの方ハ反ニ付壹丸宛薪木到来有之先例ニ而候事

一、当村居分之木売人并薪木売人茂薪木十九丸宛到来有之、是又右同断

【日記Ⅰ】

船々

罷居候方々薪木反ニ付壹丸ツツ先例通進置候事

那覇津江船々山原戻りの方ハ反ニ付薪木壹丸宛海上

安全為先例之通到来仕置候事

居分之薪木売并木売人茂薪木拾丸宛宛到来有之是又本文同断

【日記Ⅲ】

一、那覇港山原行之船々々反ニ付壹丸きツツ薪木進置候事

一、当村津口江薪木売買人々銅銭五貫文ツツ相進置候事

一、船々々薪木貫人数六人ニ而四月十五日々五月二日迄貫調荒神堂江相納置

候、尤貫首尾之時ハ硯水料として銅錢五貫文先例之通相渡シ置候事

但、名面ハ横折帳相記置候事

【日記V】

④屋敷持ち人に関する割り当て

日記V・VIによると、渡地村内に屋敷を持つ者にも拝銭の要求があった。但し、日記VIに「拝銭之儀者先例ニ者無之」とあり、だいぶ後から徴収されるようになった取り決めだったと思われる。

一、当村屋敷ハ貫錢之儀者爬龍舟肝煎方□□□□□□調相納候様被申付置候処、

四月十五日□□□□□□屋敷ニ付銅錢六貫文ツツ相成□□□□□□貫錢人者当

村式才達ハ□□□□合力人申付置候事

但、肝煎方主取神元筑登之親雲上、同山田筑登之親雲上、右同平良筑登之親雲

上、同喜名筑登之親雲上

附、貫錢人数ハ横折帳ニ相記置候事

【日記V】

一、波龍舟諸入め拝銭之儀者先例ニ者無之此廻ニ而者屋敷持現主之方ハ銅錢六貫文

ツツ貫調波龍舟方江納上仕置候構人之儀者与頭并頭受持之事

⑤その他

その他に拝銭を徴収された者は、渡シ舟人、いも売り人、くわ才取小舟など渡地村近辺で、それぞれ運送業や、商売をしていた者だったようである。日記Ⅴには3つの職業からの徴収の記述しかないがおそらく、それ以外の商売をしていた者もいたのではないか。渡地村以外の村々には他の職種からの拝銭もあつたと考えてもおかしくはないと思われる。

一、渡シ舟人数両方と銅銭貳拾貫文ツツ相進置候事

一、前道ニ而いも売人壹人ニ付銅銭貳百文ツツ四月七日と同廿九日迄日々貫調候事

一、くわ才取小舟と壹人ニ付銅銭五百文ツツ右同断

【日記Ⅴ】

3 爬龍舟競漕に興じる人々たち

このように渡地村・東村で爬龍舟競漕の準備を整えていたように、おそらく那覇・泊・久米の他の

村々も準備を進めていたと思われる。そして五月四日の爬龍舟競漕の日は、現在と同じように人々は老若男女とも競漕に打ち興じたと思われる。那覇の人々が爬龍舟競漕を年中行事の一つとして楽しみにしていたのは理解できるが、首里の士族・王族・那覇に駐在している在番奉行たちはどのようなだろうか。若干残っている史料を紹介しながら考えてみたい。

①国王・中城王子の事例

国王が那覇の爬龍舟競漕を観覧した記録は、一点しか見あたらぬ。麻姓家譜（田名家）六世真常の項には（注13）、

本（天啓四・一六二四）年五月四日龍船競争亘古亘今國中壯觀者矣。是故真常乃要備

聖覽等之由、謹題依此 尚豊殿下光臨真常家宅。此之光景何以如之。

とあり、尚豊王が儀間真常の自宅に行幸し爬龍舟競漕を観覧した記事が残っている。麻氏儀間真常の屋敷は、爬龍舟競漕の観覧には適した場所にあつたのか、麻氏十世真房（麻時秀）の時（康熙五十一（一七一二）年）にも後に尚敬王となる中城王子が訪れている（注14）。

康熙五十一年壬辰五月四日 儲君中城王子尚敬公爬龍船為 御見物、渡御垣花于時真
房彼地於居宅、恭奉願御成御膳進上之從 儲君、焼酎砵一双・提御重一組拜領之也

また、福地家文書中の『日記』（上）高里親雲上（同治拾壹年壬申二月朔日より同一二月迄）には
（注15）、

一

中城王子様爬龍舟被遊御見物候付、里主御同伴色衣着足袋二而御棧敷參上、御近習御取

次御機嫌伺仕候処、御薄茶被成下候付、猶又右御同人御取次御拝申上罷歸候事

附里主八羽二重餅献上被仕候也

とある。渡地村の爬龍舟日記にも、中城王子が観覧するための準備を指示した文書が残っているため、おそらく中城王子は、ほぼ毎年観覧するのが定例化していたと思われる。国王になってからは、全く無かったとは断定できないが残っている事例から、観覧することはほとんど無かったと思われる。

②首里士族の事例

それでは首里の士族たちは、どうだったのだろうか。伊江朝睦の『伊江親方日々記』によると、嘉慶十五（一八一〇）年の爬龍舟競漕の時、朝睦は、孫の蒲戸たちが爬龍舟競漕の見学に出かけたことを記している（注16）。

一、四日、童子共波龍舟見物ニ罷下り候事、

一、我如古筑登之屋敷ニ棧敷相構候事、

一、同人江屋敷借いたし候礼、例之通はなふうろ・松風之菓子差遣候事、

一、左之人数江例之通錢三貫文完くり候事、

孫かめ・次良・樽・山戸・宜寿次ノ真加戸・前川里之子親雲上女子牛・鶴・

かま戸あん子かま江も、例之通錢貳貫文ツ、くり候事、

一、蒲戸も罷下り候付、馬者拝領之如天・馬具者拝借ニ而相濟、昼休も供之者共

迄被成下候、段々難有次第奉存候事、

孫たちのために、我如古筑登之という人物の屋敷を借りており、小遣いもそれぞれに与えている。

孫に甘い老人の顔が垣間見えて興味深い。また、屋敷を借りた我如古筑登之には、返礼として菓子を贈っていたようである。この返礼の菓子は、「例之通」に、「差遣候事」ということでおそらく屋敷

を借りることが定例化しており、毎年朝睦の家族が爬龍舟見物に出かけていたことが分かる。屋敷を借りて爬龍舟見物をするのは、ほとんど一部の士族たちだけだったと思われる。ただ屋敷を借りずとも、首里系の士族も那覇の港に下って競漕を見物した人は多かつたのではないか。

③ 在番奉行・那覇士族の事例

それでは、那覇に駐在している薩摩の在番奉行たちや、那覇系の士族たちはどうしていたのだろうか。

福地家文書『御仮屋守日記』咸豊二十二（一八六八）年五月四日の条に（注17）、

一、御奉行様并古御役々衆爬龍舟御見物と、大和伝間式艘早舟壹艘と

御出、直ニ於豊見城番所御参会被成候付、弁当持参ニ而御供いたし候、尤昼

御めし灯物などハ大仮屋と御差出被成候、左候而夜四ツ時分罷帰候事

附、番所江之間合并早舟八私と致取計、大和伝間ハ御書役と

御手当被成候、尤昼めし調用之庭鳥并野菜等者那覇筆者と問合ニ

相成、代錢差替致所望候也

とあり、在番奉行など那覇に駐在している薩摩役人も見物していたようである。そのため琉球側の

那覇で勤務している役人たちは、爬龍舟競漕を見物する薩摩役人の接待に追われていた。おそらく那覇の士族で役職に就いている者は、競漕の準備・薩摩役人の接待で行事を楽しむどころでは無かったのではないだろうか。

おわりに

那覇で毎年行われていた爬龍舟競漕と、冊封使来琉の時、龍潭で行われる爬龍舟競漕の準備体制について紹介してみた。両者とも限られた史料しか残ってないため、その全容を窺い知ることはできないが、若干これまで紹介されなかったことが明らかになったと思う。

まず龍潭での爬龍舟競漕は、冊封使が来琉する一年以上前から爬龍舟奉行というリーダーを任命し一つのプロジェクトに関してきちんとした準備チームを組織して対応していたことである。その下でハード面では、冊封使や国王が爬龍舟競漕を観覧する仮設の建造物の用材の確保や組み立て。ソフト面では、競漕に参加する者たちに久米村人を講師として中国語の爬龍舟歌を教育するといったことなど諸々の準備を行っていた。

那覇の爬龍舟競漕は、渡地村関係文書中の爬龍舟日記などの史料により、五月四日の競漕の日に渡地村と東村が共同チームを作って参加していたことが分かった。これにより近世末期の那覇ハーリーでは那覇・久米・泊で本ハーリーを行っていただけでなく、現在の那覇ハーリーのように本ハーリー

前に一般競漕があつたのではないかと推測することができるとはならないだろうか。競漕の準備は各村ごとに四月中旬ごろから始められ渡地村の場合、東村と共同であるため準備の役割分担も、きちんと決められていた。また、四月二十八日、五月一日、五月四日と振る舞い酒や料理がでる慣習があり、階層によつて出される料理などにも差があつたことが分かつた。競漕に際して、航海安全を名目とした拝銭が徴収される慣例があつたことも肥龍舟日記から明らかになり、競漕の行事は、かなり大規模なものであつたと言えるのではないだろうか。

那覇ハーリーは、いわゆる那覇四町の人々だけの行事ではなく、国王が観覧した記録もあり、次期国王である中城王子が観覧することは、ほぼ毎年定例化していたようである。王族だけでなく、首里系士族も那覇士族の屋敷を借りて見学するなど、多くの者が那覇に下りてきて見学したと思われる。当然那覇に駐在している薩摩の役人も在番奉行以下、見学を行つていた。そのため琉球側の那覇にある部署に勤務している役人は、行事の準備だけでなく薩摩役人の接待にも振り回されていたようである。このように那覇ハーリーは、近世末期の琉球では那覇の民衆だけの行事ではなく、身分を問わず老若男女が楽しむ一大イベントであつたと思われる。

しかし、本稿では紙面の都合上触れることができなかったが、十九世紀中頃から来琉する異国人たちが那覇に滞在することによつて那覇ハーリーを含めた一般民衆には欠かせない諸行事は中止される年も出てくるのである。このような異国船来琉による一般民衆が毎年行う諸行事への影響は、別稿に

譲り今後の課題としたい。

注

- (1) 小野まさ子・上江洲安亨・深澤秋人「渡地村関係史料(1)——岸秋正文庫所蔵の爬龍船日記・他の翻刻と解説」(『沖繩県史研究紀要第4号』 沖繩県教育委員会 一九九八年三月)
- (2) 『那覇市史』家譜資料(三) 首里系 三六九
- (3) 『那覇市史』家譜資料(三) 首里系 三六九—三七〇
- (4) 王楫『使琉球雜録』卷三には、「潭有小舟三、首尾畧作龍形。舟列童子二十餘人、皆朝臣子弟。」とあって、爬龍舟に少年が二十餘人乗船していたことが分かる。さらに舟に乗ったこの少年たちは、次のような歌を歌っていた「三龍舟池中遊。彩童歌唱報重恩。鳳皇臺上鳳皇遊。天朝仁如海深。球國歌唱報重恩。忠敬兩字萬世心。一朝表奏九重天。隻鳳啣書渡碧淵。風送玉音知帝德。雲捲旌旗五色懸。炎海藐然隔遠洲。南屏北座枕中流。福星臨照隻呈彩。草木含輝露下稠。氣吞雲夢壓飛塵。恭承聖澤寵賚新。自慚海岳恩難報。忠誠兩字長書紳。天池挺出隻瑞蓮。炎帝贈君荷蓋錢。金尊未盡莫辭醉。又看秋鴻促水仙。太乙星移下泰階。長安日麗擁三台。歸帆自有風神佑。萬里長途一瞬哉。錦舸言旋入帝京。車書萬里慶昇平。大清日月當天照。常有餘光到海城。」

(5) 『那覇市史』家譜資料(二) 久米村系 八一

(6) 『那霸市史』家譜資料(二) 久米村系 八一

(7) 『那霸市史』家譜資料(二) 久米村系 六七八に、「乾隆十二年丁卯五月十六日奉命、以中華歌、為赴江戸之樂生師同與蔡光祖等。自同十六日于安國寺、毎日教授(中略)乾隆十六年辛未八月十二日為中華歌以教授赴江戸之樂生事。奉命、為樂生師同蔡光祖等毎日在廣德寺教授。翌年五月教授。」とある。

(8) 『琉球史料叢書』第一卷 一七八

(9) (i) の①～⑪に引用されている日記I～VIと記されている史料は、全て(1)と同じ。

(10) (ii) の①～③に引用されている日記I～VIと記されている史料は、全て(1)と同じ。

(11) (iii) の①～⑤に引用されている日記I～VIと記されている史料は、全て(1)と同じ。

(12) 『那霸市史』近世那霸関係資料 四〇五には、「同(五月)三日。一、於西之海爬龍舟漕候付、両艘江為硯水先例通里主模合間役を以左之通差進候事。一、焼酎砵二双 但四沸」とある。里主とは、この場合那霸里主のことであろうか。とにかく、那霸の役人が模合持ちで、焼酎を差し入れしていたことが分かる。

(13) 『那霸市史』家譜資料(三) 首里系 五八四

(14) 『那霸市史』家譜資料(三) 首里系 五八八

(15) 『那霸市史』近世那霸関係資料 三七〇―三七二

(16) 『沖縄県史』伊江親方日々記 二五四

(17) 『那霸市史』近世那霸関係資料 三四三